

執筆者:

E-mail [森下 真生](#)E-mail [羽野島 章泰](#)

## 1. サウジアラビアにおける個人データ保護法

サウジアラビアでは、2021年9月21日に個人データ保護法が承認され、同9月24日に公表されました。施行日は、公表から180日後の2022年3月23日が予定されていましたが、延期が発表され、2023年3月17日が施行予定日とされていました。

しかし、その後、2023年3月21日に個人データ保護法の改正が承認されるとともに、施行予定日も再度延長され、現在、施行予定日は、同法の公表(2021年9月24日)から720日後(2023年9月14日)とされています(43条)。なお、施行規則は、個人データ保護法の施行日以前に出されることとされ(42条)、未だ発表されていません。

今回の個人データ保護法の改正は既存の個人データ保護法の一部のみを変更するものですが、本稿では、その主たる変更点について説明します。

その他、個人データ保護法の概要については [2022年11月17日付ニュースレター](#) 及び [同月25日付ニュースレター](#) において解説しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

## 2. データの国外移転要件の緩和

改正前の個人データ保護法においては、個人データの国外移転については所轄官庁の承認が必要とされており、国外移転の困難性が問題となりましたが、今回の改正で当該承認は不要となりました(29条)。

改正個人データ保護法においては、移転の目的が、(a)サウジアラビアが当事者である条約の下での義務履行である場合、(b)サウジアラビアの利益に奉仕する場合、(c)データ主体が当事者となっている義務履行である場合、又は(d)施行規則によって定められる他の目的である場合のいずれかである場合(29条1項)、以下の条件(②については、今回の改正によって、若干文言が変更されています)を満たせば(29条2項)、データの国外移転が可能とされます。

- ① 移転又は開示が、国家安全保障又はサウジアラビアの重大な利益を害するものではないこと。
- ② 移転先又は開示先の国において、個人データ保護法及び施行規則に定められた基準を下回らない、個人データのための十分な保護水準があること。なお、今回の改正により、十分な保護水準の有無は、所轄官庁が適切と思われる者と共に行う評価の結果により決まることが明らかにされました。
- ③ 移転又は開示は、必要最小限の個人データに限定されること。

## 3. データ処理の適法化根拠の追加

改正前の個人データ保護法においては、データ管理者にとって正当な利益があることはデータ処理の適法化根拠とはされていませんでしたが、今回の改正により、データ主体の権利を害しないこと及びデータ主体の利益に反しないことを条件として、センシティブデータでない個人データについては、データ管理者にとって正当な利益があることが、データ処理の適法化根拠に追加されました(6条4項)。

即ち、データ管理者にとって正当な利益がある場合には、データ管理者は、データ主体の同意を得ることなく、個人データの処理を行うことができます。この点は、EUの一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)類似の取り扱いが採用されたと評価することができます。なお、関連する規定及び制限については、施行規則において定めることとされています。

また、データ管理者が、個人データをデータ主体から直接取得しなければならず、当該データは、収集の目的を達成するためにのみ処理されなければならないことの例外として、個人データの収集又は処理がデータ管理者の正当な利益を実現するために必

要である場合が追加されました(10条7項)。但し、この場合も、データ主体の権利を害しないこと及びデータ主体の利益に反しないこと、並びに個人データがセンシティブデータでないことが条件となります(同項)。

さらに、データ管理者が例外的に個人データを開示できる場合として、開示がデータ管理者の正当な利益を実現するために必要である場合が追加されました(15条6項)。データ主体の権利を害しないこと及びデータ主体の利益に反しないこと、並びに個人データがセンシティブデータでないことが条件となる点については同様です(同項)。

なお、センシティブデータ(sensitive data)の定義も変更されており、従前定義に含まれていた「非政府団体又は機関の構成員であることを示す個人データ」、「信用データ」、及び「位置データ」が除外されています。

#### 4. 個人データの漏洩等の場合の通知期限の緩和

改正前の個人データ保護法においては、データ管理者は、個人データの漏洩若しくは破損、又は個人データへの違法アクセスの発生を認識した場合、直ちに、所轄官庁に通知しなければならないとされ(改正前20条1項)、また、個人データの漏洩若しくは破損、又は個人データへの違法アクセスの発生により、個人データ又はデータ主体に深刻な損害が発生する場合、データ管理者は、当該個人に直ちに通知しなければならないとされていました(改正前同条2項)。

しかし、今回の改正により、それぞれの規定における「直ちに」という要件が削除されたため、通知期限の緩和がされたと考えられます。なお、通知に関する詳細については施行規則において定められるものとされています。

#### 5. データ保護オフィサー(Data Protection Officer)の設置義務

改正前のデータ保護法においては、データ管理者は、個人データ保護法及び施行規則の遵守について責任を持つ従業員を1名以上選任しなければならないとされていましたが(改正前30条2項)、今回の改正により、当該条項の文言が変更され、施行規則によって、データ管理者がデータ保護オフィサー(Data Protection Officer)を選任しなければならない場合とデータ保護オフィサーの責任が定められるものとされました。いかなる場合にデータ保護オフィサーの選任が必要になるかとその資格要件(改正前同様、従業員である必要があるのか)については、今後発表される施行規則を確認する必要があります。

#### 6. ポータルへの登録義務の削除

改正前の個人データ保護法においては、データ管理者は、所轄官庁がデータ管理者による個人データ保護法及び施行規則の遵守を監督するために構築する電子ポータルに登録しなければならないとされていました(改正前32条)が、今回の改正により、当該登録義務を定めた規定が削除されました。

もっとも、所轄官庁は、データ管理者の個人データ保護法の遵守状況を監督するための適切な方法であると判断した場合には、国内登録機関(national registry)の設立も含めた措置を講じることができるとされています(30条4項)。

#### 7. 国外法人のサウジアラビア国内の代表者設置義務の削除

改正前の個人データ保護法においては、国外の者がサウジアラビアに居住する個人に関するデータを処理する場合は、所轄官庁によりライセンスを交付された代表者を設置しなければならないとされていました(改正前33条2項)、今回の改正により当該規定が削除されました。

他方で、所轄官庁は、国外の者がサウジアラビアに居住する個人に関するデータを処理する際に個人データ保護法及び施行規則を遵守していることを監督するための適切なツール及びメカニズムを定める旨の規定(33条4項)が新たに追加されました。

したがって、国外のデータ管理者が、サウジアラビアに居住する個人に関するデータを処理する場合にいかなる要件を満たす必要があるのかについて、施行規則を確認する必要があります。

#### 8. 罰則の一部削除

改正前の個人データ保護法においては、個人データ保護法に違反する個人データの国外移転については、1年以下の懲役及び/又は100万サウジアラビアリアル以下の罰金が科せられるとされていました(改正前35条1項(b))、今回の改正でかかる罰則が削除されました。個人データ保護法に違反するセンシティブデータの開示又は公表の場合の罰則(35条1項)及びその他の

個人データ保護法違反の場合の罰則(36条1項)については、変更ありません。改正法下では、個人データ保護法に違反する個人データの国外移転の場合は、その他の個人データ保護法違反の場合(36条1項)として、警告又は500万サウジアラビアリアル(違反が繰り返される場合には、2倍)以下の罰金が科されることになると考えられます。

## 9. 施行日及び猶予期間

前述のとおり、今回の改正により、個人データ保護法は、公表から720日後に施行されることとされ(43条)、現在個人データ保護法の施行日は、2023年9月14日が予定されています。また、当該施行日までに、施行規則が公表されることが予定されています(42条)。

なお、データ管理者は、(改正前から変更なく)個人データ保護法の施行日から1年間、猶予期間を与えられており(前文4段落)、施行日の1年後の2024年9月14日までに、同法を遵守する体制を整えることが求められると解されます。

## 中東関連イベント情報

### UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

### イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 